

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成25年 5月 9日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成24年12月28日 第843号

平成25年4月5日 変第202号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区深草神明講谷町16番地(一部)、18番地(一部)、18番地の1(一部)、26番地の2、28番地の1、28番地の2(一部)、28番地の3、28番地の4、29番地、32番地の1(一部)、32番地の12(一部)、32番地の13(一部)、32番地の14(一部)、32番地の15(一部)、32番地の16(一部)、32番地の17(一部)、32番地の18(一部)及び33番地の1(一部)、同区深草馬谷町23番地の2(一部)、24番地の7(一部)、24番地の13(一部)、24番地の16(一部)、36番地の1(一部)、36番地の10(一部)、36番地の11(一部)、36番地の12(一部)、36番地の13(一部)、36番地の14(一部)、36番地の15(一部)、36番地の16(一部)、37番地の1(一部)、37番地の4(一部)、37番地の9(一部)及び37番地の10、国有地(未登記)並びに市有地(未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区油小路御池上る押油小路町233番地 京都白水ビル10階

株式会社HIRAYAMA

代表取締役 平山英弘

(都市計画局都市景観部開発指導課)